

2022年2月24日

各 位

会 社 名 竹 本 容 器 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 竹 本 笑 子
(コード番号：4248 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 室 長 戸 田 琢 哉
(TEL. 03-3845-6107)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の当社第71期定時株主総会に定款一部変更について議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月29日(火)
定款変更の効力発生日	2022年3月29日(火)

以 上

【別紙】変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第32条～第35条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第31条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第32条～第35条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第39条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第40条～第42条 (現行通り)</p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 定款第 18 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--------------	--

以 上